

港区震災復興まちづくり模擬訓練支援業務委託 事業候補者選考方針

1 基本的事項

本業務の委託事業候補者は、次に掲げる要件を備えた事業者であることとします。

- (1) 港区及び訓練実施予定地域の地域特性を十分把握していること。
- (2) 過去に、東京都や23区の自治体における震災復興まちづくり模擬訓練もしくは類似の訓練(名称は問わないが、地域住民が復興を模擬体験する訓練等)の支援を行った経験があること。
- (3) 訓練の手法であるワークショップ等の実施能力が十分であること。

2 審査の実施方法

プロポーザルの審査を公正に行うため、震災復興まちづくり模擬訓練支援業務委託事業候補者選考委員会を設置し、第一次審査及び第二次審査を実施します。審査は点数化して評価します。第一次審査及び第二次審査の結果を総合的に判断し、最も優れていると認められる1者を事業候補者として選考します。

なお、提案内容には法人の秘密に関する事項が含まれているため、審査は非公開で行います。

(1) 第一次審査(書類審査)

参加資格条件を確認し、条件を満たしている事業者について、書類審査を実施します。第二次審査に進む事業者については、提出書類を審査し、合計点の高い3者程度を第一次審査合格者とします。

第一次審査結果は、令和6年7月25日(木)までに、提案書を提出した全ての事業者に文書で通知します。

(2) 第二次審査(プレゼンテーション及びヒアリング)

第一次審査で選考された事業者に対し、第一次審査用企画提案書に基づき、プレゼンテーション及びヒアリングを行います。所要時間は、25分程度です。(説明10分、質疑15分程度)。第二次審査への入場は2人までとし、説明は本業務の主たる業務従事予定者に行っていただきます。主たる業務従事予定者とは、本業務に中心的に係る者、区との協議を行う者、実施体制のうち主担当者に該当する者のことをいいます。

プレゼンテーションでは、パソコンを使用することが可能です。プロジェクター及びスクリーンは区で用意します。パソコンは各参加者が持参してください。また、追加資料の配布は、区が別に指定する場合以外は認めません。

3 評価項目及び評価視点

(1) 第一次審査

主な評価項目	主な評価視点
事業者概要及び業務実績	・過去5年間に東京都、23区の震災復興まちづくり模擬訓練(類似の訓練等を含む)の実績があるか。
経歴及び専任性	・職務の遂行に必要な経歴と本業務への専任性。

業務従事予定者の配置計画、スケジュール	・期間内に必要な業務遂行が十分に見込める体制、スケジュールになっているか。
芝浦港南地区(主に芝浦1~4丁目)の地域特性や現状の把握	・芝浦港南地区(主に芝浦1~4丁目)の地域特性を捉えているか。 ・階層別人口、用途地域、土地利用、道路・公園、橋りょう・運河の状況、防災上の特性など、様々な視点からの地域特性を把握、整理しているか。
芝浦港南地区(主に芝浦1~4丁目又はその一部)の地域特性等を踏まえた訓練内容の提案	・最新の地震被害想定など地域特性を踏まえた訓練内容になっているか ・訓練方法が現実的で、かつ区民にとって取り組みやすいものとなっているか。 ・参加区民にとって訓練成果が実感できる有意義な訓練内容となっているか。 ・複数の訓練が提案されているか。 ・パンフレット、資料、マニュアル等を活用するなどして、画一的でない創意工夫がされているか。
訓練当日における進行管理	<p><全体進行役></p> <ul style="list-style-type: none"> ・仕様書(案)に基づいた具体的な提案となっているか。 ・時間管理が明確に示されているか。 ・全体進行役に対するサポート役を考慮しているか。 <p>またその役割は明確にされているか。</p> <p><各グループファシリテーター></p> <ul style="list-style-type: none"> ・仕様書(案)に基づいた具体的な提案となっているか。 ・時間管理が明確に示されているか。 ・グループの意見が時間内に取りまとめできるような役割分担、およびその役割が明確にされているか。
過去の実績 訓練内容の独自の工夫	・過去の震災復興まちづくり模擬訓練が、工夫された内容である、地域住民からの評価が高いなど、訓練内容が評価できるものであるか。
見積価額	<ul style="list-style-type: none"> ・見積価額及び内訳は仕様書に対して適切であるか。 ・訓練の企画策定に十分な人員配置がされているか。 ・訓練当日における進行管理において、十分な人員配置がされているか。 ・見積額は事業規模に比してどの程度の水準か。
ワーク・ライフ・バランスの推進状況について	<p>次のうち、いずれかの認定を受けていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・港区ワーク・ライフ・バランス推進企業であること。 ・東京ワークライフバランス認定企業であること。 ・くるみん認定又はプラチナくるみん認定企業であること。

(2)第二次審査

主な評価項目	主な評価視点
業務趣旨の理解	・区が本業務を実施する目的を理解できているか。
提案の実現性	・提案内容は本業務の目的を達成することができる実現性が高いものとなっているか ・主たる業務従事者が本業務に必要な経験を十分に持ち、また経験を生かした業務の遂行が期待できるか ・多数の業務を抱えながら、本業務も着実に遂行することができるか
提案の発展性	・提案されている手法が効率的であるか ・参加区民にとって訓練成果が実感できるなど有意義な内容であるか ・参加区民が取り組みやすい、わかりやすい訓練となっているか ・本業務の将来性、創造性、発展性がうかがえる提案がされているか
理解・回答力	・委員からの質問の意図・目的を理解し、的確かつ信頼できる内容で、評価できる回答がなされたか。
取組意欲	・業務実施への積極的な意欲がみられ、柔軟性に富んだ誠実な遂行が期待できるか。

※応募事業者が1者の場合であっても審査を行うこととします。

※事業者を選考する際の選考の目安(最低ライン)は一次審査、二次審査それぞれの満点の60%とします。

※配点については、次のとおりとします。

- ①第一次審査と第二次審査の配点比率は、おおよそ2:1
- ②見積価格に対する配点は、第一次審査の合計評価点のおおよそ10%
- ③ワーク・ライフ・バランス推進企業の評価は、第一次審査の合計評価点の5%を合計評価点の内数として配点(小数点以下切上げ)
- ④区内事業者優遇措置として、区内事業者又は区外事業者が区内事業者と共同してプロポーザル選考に参加するには、第一次審査の合計評価点の5%を第一次評価点に加算(小数点以下切上げ)

4 ワーク・ライフ・バランス推進企業の評価について

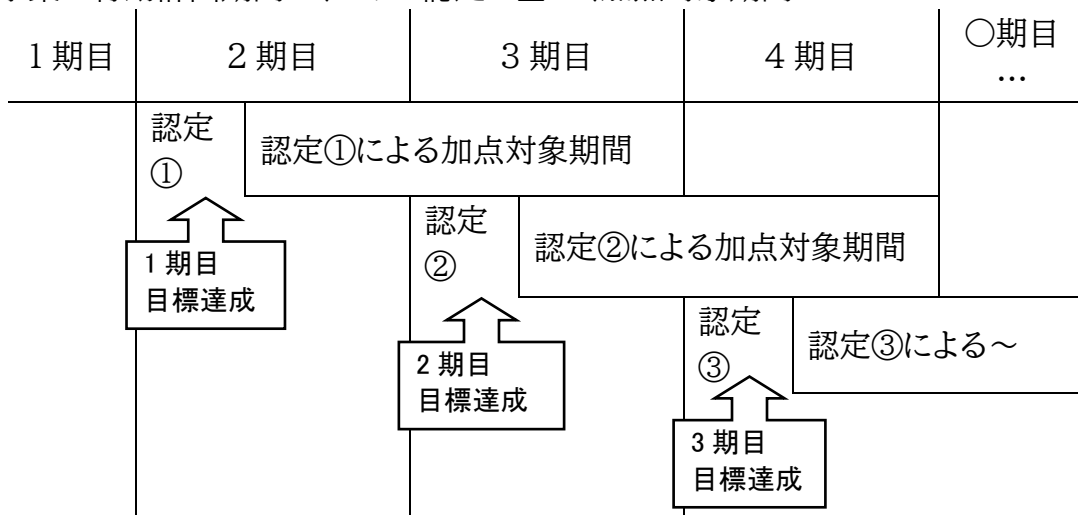
港区では、企業のワーク・ライフ・バランスのより一層の推進を図るため、「ワーク・ライフ・バランス推進」を、プロポーザル選考一次審査における必須の評価項目としています。

評価条件及び提出書類については、以下のとおりです。

○評価条件及び提出書類

評価条件	提出書類
港区が認定する「港区ワーク・ライフ・バランス推進企業」として認定を受けている場合	認定通知等の写し
東京都(産業労働局)が認定する「東京ライフ・ワークバランス認定企業」として認定を受けている場合	認定通知等の写し
国(厚生労働省)が認定する「子育てサポート企業」として認定(くるみん認定)を受けている場合で、かつ、プロポーザル参加申請時において、くるみん認定日における行動計画又はその次期行動計画の期間内であること(下記図参照)	認定通知等の写し及びプロポーザル参加申請現在の次世代育成法に基づく一般事業主行動計画の期間(年数)を確認できる書類写し等
国(厚生労働省)が認定する「子育てサポート企業」として特例認定(プラチナくるみん認定)を受けている場合	認定通知等の写し

図 一般事業主行動計画期間とくるみん認定に基づく加点对象期間



5 区外事業者の参加について

港区では、区が発注する業務に係る区内事業者の受注機会の拡大を図る取組を推進しているため、「区外事業者がプロポーザルに参加する場合、原則として区内事業者と共同すること」を参加条件としています。なお、プロポーザル選考に、区外事業者が単独で参加することを妨げるものではありません。

■区内事業者又は区外事業者が区内事業者と共同して参加申請する場合:「一次審査における合計評価点」の5%加点(小数点以下切上げ)の対象となります。

■共同の方法:複数事業者による共同事業体の結成

■区外事業者のみで参加申請する場合:

「一次審査における合計評価点」の5%加点(小数点以下切上げ)の対象となりません。

共同事業体を結成し、参加申請する場合、適切な共同事業体の名称を設定の上、代表事業者を定め、単独で参加申請するために必要な提出書類に加え、次の書類を提出してください。

共同事業体を構成する全ての事業者が別に示す参加資格に該当することが必要です。代表事業者及び構成事業者の変更は原則として認めません。

<提出書類>

- (1) 共同事業体構成書
- (2) 共同事業体協定書兼委任状
- (3) 委任状(代理人が契約権限を有する場合のみ)

なお、虚偽申請等不正行為が発覚した場合は、事業候補者の取消、指名停止(登録事業者のみ)等のペナルティを課します。

【区内事業者として扱う事業者】

- ・登記簿上、区内に本店を置く事業者
- ・区内に支店又は支社等の営業所を置き営業を行う事業者の場合は、港区における競争入札参加者の選定に係る区内事業者の認定基準(平成 25 年3月 14 日港総契第 2801 号)で定める区内事業者

【区内事業者として扱わない事業者の例】

支店①は、港区における競争入札参加者の選定に係る区内事業者の認定基準(平成 25 年3月 14 日港総契第 2801 号)で定める区内事業者として認定されているが、港区内に所在地を置かない本店又は支店②として申込みがあった場合(共同事業体の構成員である場合も含む)